

樣式第4号

## 既存の権利者の届出書

(注) 裏面の注意事項をよく読んでから記載すること。

注 意 事 項

1 届出に関する注意事項

- (1) この届出書は、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築又は第一種特定工作物を建設する目的で都市計画法による市街化調整区域内の土地又は土地の利用に関する権利を有していた者が、その旨を当該市街化調整区域に関する都市計画の決定又は変更があった日から6月以内に市長に届け出る場合に用いるものである。
- (2) 「自己の居住の用に供する」とは、自らの生活の本拠として使用することをいい、ここにいう自己とは自然人に限り、会社等の従業員宿舎又は組合が組合員に譲渡する住宅の建築のために行う行為等は含まない。
- (3) 「自己の業務の用に供する建築物」とは、分譲住宅及び賃貸住宅並びに賃貸用の事務所、倉庫及び店舗等を含まず、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業協同組合の事業用共同施設及び会社等の従業員用福利厚生施設（従業員宿舎を除く。）を含む。
- (4) 届出に係る土地において開発行為を行うため農地法第5条の規定による許可を必要とする場合は、市街化調整区域となる前に当該許可を受けていなければならない。
- (5) 届出に係る土地の開発行為又は建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設を行う場合には、この届出をした上で別途に都市計画法第29条第1項又は第43条の許可を受ける必要があるので留意すること。

2 記載上の注意

- (1) ※印のある欄には、記載しないこと。
- (2) 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- (3) 4欄及び5欄の記載に当たっては、具体的な目的及び用途を記載すること。
- (4) 6欄のうち権利の内容の欄については、土地の利用に関する所有権以外の権利（地上権、借地権等）を有する場合だけ記載すること。
- (5) 8欄の有無の記載について、農地等宅地以外の土地を宅地とする場合は、原則として開発行為を伴うもの（都市計画法第29条第1項の許可を必要とする。）として取り扱われる所以、これにより記載すること。